

公益財団法人宮崎県国際交流協会 通訳ボランティア制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 公益財団法人宮崎県国際交流協会（以下「協会」という）は、県民参加による草の根の国際交流を始め、県内の国際交流を促進することを目的として、通訳等の語学上の利便を提供する通訳ボランティア制度を設置することとし、その運営について必要な事項を定める。

(制度の概要)

第2条 協会は、通訳ボランティアの活動を希望する者を登録し、通訳ボランティアを必要とする団体等（以下「依頼者」という）からの依頼に応じて、当該登録者（以下「登録者」という）の中から適切な者を紹介するものとする。また、自ら行う事業等において必要な場合、登録者に活動を依頼する。

(自己責任の原則)

第3条 登録者及び依頼者は、自己責任のもと信義に則り、誠実に対応するものとする。

(活動内容)

第4条 通訳ボランティアの活動内容は次に定めるものとする。ただし、専門性の高いものは除く。

- (1) 通 訳 イベントや会議等における通訳
- (2) ガイド 視察等における外国語による案内
- (3) その他 協会が特に必要と認める業務

(登録者の資格)

第5条 通訳ボランティアに登録できる者は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 通訳ボランティアとして活動する意欲があり、この要綱の内容を理解し遵守できる者
- (2) 宮崎県内に在住する満18歳以上（ただし、高校生を除く）の者
- (3) 日本語及び外国語のいずれについても、原則として日常会話の通訳ができる程度以上の語学力を有する者（ただし、英語については、日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定準1級以上、国際コミュニケーション協会が実施するTOEICテスト730点以上あるいはそれと同等の語学レベルを有する者とする）

(依頼者)

第6条 通訳ボランティアの紹介を依頼できるものは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国及び地方公共団体
- (2) 民間国際交流団体及び国際交流事業を行う公共的団体
- (3) その他協会が特に必要と認めるもの

(登録)

第7条 協会は、登録の申込を随時受け付けるものとし、申込及び登録に係る費用は無償とする。

2 登録の申込は、所定の登録申込書（別記様式第1号）に必要事項を記入し、協会へ提出して行うものとする。

3 協会は、前号の登録申込書の提出があったときは、速やかに当該申込書等により審査を行い、登録の是非を決定し、申込者に通知する。ただし、審査の過程で面接を行い、語学力を確認することがある。

（登録期間）

第8条 登録期間は、登録した日から登録年度の翌々年度の3月末日までとする。

2 登録期間が満了した後に引き続き登録を希望する者は、あらためて前条の登録手続を行うものとする。

（登録の変更及び抹消）

第9条 登録者は、提出した登録申込書の記載内容に変更があったときは、速やかに協会に連絡するものとする。

2 協会は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取消することができるものとする。

(1) 登録者から登録抹消の申出があった場合

(2) 協会が依頼する活動を行うことが明らかに不可能または困難であると認められる事実が発生した場合（登録者が死亡または重病の場合、県外に転居した場合、長期にわたり連絡不能の場合など）

(3) 登録期間が満了した後、あらためて登録手続を行わない場合

(4) その他登録者として不適格と認められる事実が発生した場合

（報酬及び費用の負担）

第10条 登録者は、原則として無報酬でボランティア活動を行うものとする。ただし、交通費その他の活動に必要な経費等については、依頼者と登録者との間で協議のうえ、決定するものとする。なお、協会が依頼する場合も同様とする。

（紹介の制限）

第11条 次に掲げる活動には、登録者の紹介は行わない。

(1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの

(2) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのあるもの

(3) その他協会の活動趣旨から著しく逸脱するもの

（依頼の方法等）

第12条 協会は、通訳ボランティアの紹介の申込を随時受け付けることとし、申込及び紹介に係る費用は無償とする。

2 紹介の申込は、原則として活動の1ヶ月前までに所定の依頼書（別記様式第2号）に必要事項を記入し、協会へ提出して行うものとする。

3 協会は、前号の依頼書の提出があったときは、速やかに依頼書等により審査を行い、紹介が適当と認めた場合には、活動内容に応じて登録者の中から適任者を選び、その者の意思確認を行ったうえで、依頼者へ紹介する。

4 依頼者は、紹介を受けた後、速やかに前項の登録者に連絡をとり、具体的な活動内容及び条件等について打ち合わせを行うものとする。

5 依頼者は、活動内容に応じて、紹介された登録者について依頼者負担により事前にボランティア保険に加入するものとする。なお、協会が依頼する場合も同様とする。

6 依頼者は、活動終了後、所定の実績報告書（別記様式第3号）を速やかに協会に提出するものとする。

（免責等）

第13条 紹介した登録者がボランティア活動中に事故等により被った損害については、協会はその責任を負わないものとする。

2 紹介した登録者が、活動した結果又は活動しなかったことにより依頼者に損害を生じさせた場合、登録者と依頼者の間で協議して解決するものとし、協会はその責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

2 この要綱が施行される前に協会に登録されている通訳ボランティアについては、この要綱に定める方法による登録を行うまでの間又は平成21年9月30日までの間は、この要綱に基づく通訳ボランティアとみなす。ただし、第5条第3号に定める資格に該当しないものは除く。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

No.

国際交流ボランティア(通訳)登録申込書

- 1.別紙 公益財団法人宮崎県国際交流協会 通訳ボランティア制度実施要綱をご了解の上、ご記入ください。
2.ご提出いただいた登録申込書及び記載の個人情報につきましては、当協会の個人情報保護実施要綱に基づき適正に管理し、通訳ボランティア制度の運営に必要な依頼、紹介、情報提供等の目的のためにのみ利用いたします。

西暦 年 月 日 現在

フリガナ			性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
名前			生年	西暦	年
			母語	語	
住所	〒				
電話	自宅		E-mail	携帯	
	携帯			PC	
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 教員 <input type="checkbox"/> 語学講師 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 主婦 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他()				
勤務先	(TEL)				
連絡方法	<input type="checkbox"/> 自宅電話 <input type="checkbox"/> 勤務先電話 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> その他()				

◆登録希望言語 (自己判定にてAもしくはBに○をつけ、理由を備考欄にご記入ください。)

※A:会議等での通訳可 B:日常会話レベル

言語	レベル	資格名(級/点)	取得年月	言語	レベル	資格名(級/点)	取得年月
英語	A/B			タガログ語	A/B		
中国語	A/B				A/B		
韓国語	A/B				A/B		
ベトナム語	A/B				A/B		

備考：

◆海外生活経験 (該当の方はご記入ください。)

国名	滞在期間	滞在理由
	年 月～ 年 月	
	年 月～ 年 月	
(その他特記事項)		

◆活動可能日時

月	火	水	木	金	土	日	祝日
朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜
場所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 依頼先 <input type="checkbox"/> 宮崎県国際プラザ <input type="checkbox"/> その他()						
条件・希望							

